

議案第27号	三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
公園みどり課	平成23年4月1日から都市公園として新たに天神上ノ宮公園及び天神垣内公園の供用を開始する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【趣 旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●天神土地区画整理事業で整備した2公園について、市都市公園条例に基づき管理するため、都市公園として条例に加えるもの。 ●新行革プランに基づく市有財産の有効活用を図るため、市有施設に設置する自動販売機について、今後順次公募を行っていく市の方針に基づき、都市公園条例の改正を行うもの。 <p>【関係法令】 都市公園法第5条第1項(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)</p> <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●別表2に掲げる都市公園に、新たに「天神上ノ宮公園」、「天神垣内公園」を加える。 ●条例第16条中に、都市公園法第5条第1項にもとづく公園施設の設置または管理の許可を得た者について、使用料を徴収する規定をおく。 <p>【施行期日】 平成23年4月1日</p> <p>【議案年度】 平成23年度議案：本会議5日目議決</p>	